



長野県報

1月31日(木)
平成25年
(2013年)
第2441号

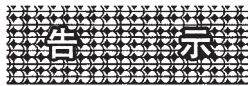
目次

告示

森林病虫害等防除事業補助金交付要綱の一部改正(森林づくり推進課)	2
公共測量の実施(建設政策課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	3
広域連合長から申請のあった規約の変更の許可(市町村課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(3件)(経営支援課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(経営支援課)	8
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課)	10
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築指導課)	10
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	10
一般競争入札(生活排水課)	10
一般競争入札(8件)(企業局)	12



長野県告示第38号

森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第404号）の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

第4第2項第1号中「事業実行調書」の次に「(薬剤防除リスクコミュニケーションにあっては、実行計画書)」を加え、同項第2号中「見取図」の次に「(薬剤防除リスクコミュニケーションを除く。)」を加え、同項第3号中「もの」を「ものとし、薬剤防除リスクコミュニケーションを除く」に改め、同項第4号中「写し」を「写しとし、薬剤防除リスクコミュニケーションにあっては、収支予算書とする」に改める。

第8を第9とし、第7を第8とし、第6を第7とし、第5を第6とし、第4の次に次のように加える。

(実績報告書等)

第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書（薬剤防除リスクコミュニケーションに係るものに限る。）は、森林病虫害等防除事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類（薬剤防除リスクコミュニケーションに係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実績書

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

別表の1中

薬剤防除安全確認調査	特別防除実施地における安全確認調査実施に要する経費について知事が適当と認めた額
------------	---

を

薬剤防除安全確認調査	特別防除実施地又は無人ヘリコプター散布実施地における安全確認調査実施に要する経費について知事が適当と認めた額
薬剤防除リスクコミュニケーション	特別防除実施予定地又は無人ヘリコプター散布実施予定地において、これらの散布に関して行う地区協議会の開催、住民との意見交換等に要する経費について知事が適当と認めた額

に、「国庫補助対象地域以外」を「国庫補助対象以外」に、「10分の6」を「2分の1」に改める。

別表の2中「国庫補助対象地域以外」を「国庫補助対象以外」に、「10分の6」を「2分の1」に改める。

森林づくり推進課

長野県告示第39号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（復旧測量（基準点））
- 2 作業期間
平成25年1月21日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
長野市、上高井郡小布施町

建設政策課

長野県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
緑の村1、緑の村2、緑の村3、緑の村4、緑の村5、緑の村6、緑の村7、緑の村8-1、緑の村8-2、緑の村9、緑の村10、緑の村11、緑の村12、緑の村13、緑の村14、緑の村15、緑の村16、緑の村17、緑の村18、緑の村19、緑の村20、緑の村21、緑の村22、緑の村23、緑の村24、緑の村25、緑の村26、緑の村27、緑の村28、緑の村29、緑の村30及び緑の村31
- 2 指定の区域
茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
緑の村1、緑の村2、緑の村3、緑の村4、緑の村5、緑の村6、緑の村7、緑の村8-1、緑の村8-2、緑の村9、緑の村10、緑の村11、緑の村12、緑の村13、緑の村14、緑の村15、緑の村16、緑の村17、緑の村18、緑の村19、緑の村20、緑の村21、緑の村22、緑の村23、緑の村24、緑の村25、緑の村26、緑の村27、緑の村28、緑の村29、緑の村30及び緑の村31
- 2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称
緑一沢1、緑一沢2、緑二沢、緑三沢1、緑三沢2、緑三沢3、緑三沢4、緑三沢5、緑三沢6、音無川6、音無川7、車川6
- 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
緑一沢2、緑二沢、緑三沢1、緑三沢2、緑三沢3、緑三沢4、緑三沢5、緑三沢6、音無川6、音無川7、車川6
- 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第44号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成25年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
財団法人大町高等学校同窓会	大町市大字大町3691-2	大町市大字大町3691-2 財団法人大町高等学校同窓会

会計課

長野県上小地方事務所告示第1号

上田広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成25年1月16日付けで許可しました。

平成25年1月31日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

市町村課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月31日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 道路の種類 県道
- 路線名 米川駄科停車場線
- 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市龍江9453番の4地先から 飯田市龍江9426番の1地先まで	旧	5.2~14.9 m	0.2297 km
同上	新	9.8~19.9	0.2297

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月31日

長野県千曲建設事務所長 山岸勸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 内川姨捨停車場線
3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	千曲市大字内川字東久保1306番の6地先から 千曲市大字内川字東久保305番地先まで	旧	4.9~5.7	0.0400
	千曲市大字内川字東久保1313番の1地先から 千曲市大字内川字東久保305番地先まで	新	3.7~19.0	0.0800

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月31日

長野県長野建設事務所長 赤羽敏雄

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 長野真田線
3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	長野市大字下氷鉦字鴨田533番の1地先から 長野市小島田町字田中沖1046番の1地先まで	旧	7.5~13.4	1.0744
			27.0~40.6	1.1505
同	上	新	27.0~40.6	1.1505

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

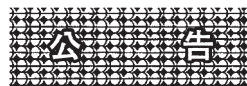
その関係図面は、告示の日から平成25年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月31日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1 路線名 米川駄科停車場線
2 供用を開始する区間
飯田市龍江9453番の4地先から
飯田市龍江9426番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成25年1月31日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福祉のふくちゃん
- 3 代表者の氏名
宮坂典男
- 4 主たる事務所の所在地
松本市梓川梓2288番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちが、人間の尊厳を保ち、暮らしの中で自己決定・自己実現が図れ、主体的に生きることができるよう支援するとともに、障害の有無にかかわらず地域社会に暮らしすすべての人々が健康で文化的な暮らしが営める社会と、その仕組みの実現のため寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人天竜川ゆめ会議
- 3 代表者の氏名
福澤浩
- 4 主たる事務所の所在地
駒ヶ根市赤穂14616番地67
- 5 定款に記載された目的

この法人は、天竜川流域の河川や水辺で水害・土砂災害等の自然災害の防止、水資源の保護、生態系の保護観察等の活動を行っている仲間たちと交流、連携を促進しつつ、天竜川の環境を保全、回復し、次世代に誇りをもってこれを継承することを目的とする。

県民協働・NPO課